

令和5年9月26日

専決処分の報告について

鈴 鹿 市

報告第 26 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 5 年 9 月 26 日提出

鈴鹿市長 末 松 則 子

専決処分事項

市営住宅の損害賠償金の支払及び明渡しの請求に係る訴えの提起

専 決 処 分 書

市営住宅の損害賠償金の支払及び明渡しの請求に係る訴えの提起について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和５年９月２０日

鈴鹿市長 末 松 則 子

１ 被告となるべき者

(１)

[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]

(２)

[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]

２ 請求の趣旨

- (１) 被告らは、原告に対し、物件目録記載の建物を明け渡せ。
 - (２) 被告らは、原告に対し、連帯して金１７８，５５９円及びこれに対する本訴状送達の日翌日以降支払済みまで年３％の割合による金員を支払え。
 - (３) 被告らは、原告に対し、連帯して令和５年８月２９日以降本件建物明渡済みまで月額１４８，６００円の割合による金員を支払え（１か月未満の期間については日割）。
 - (４) 訴訟費用は、被告らの負担とする。
- との判決並びに第２号及び第３号につき仮執行宣言を求める。

３ 物件目録

[Redacted]
[Redacted]

4 訴訟遂行の方針

次の者を訴訟代理人と定める。

四日市市浜田町6番11号 サムティ四日市ビル7階

みなと総合法律事務所

弁護士 杉岡 治

弁護士 森川 仁